

融雪契約選択約款

令和5年2月1日実施

山形県庄内町

融雪契約選択約款

1 目的

この融雪契約選択約款（以下「選択約款」という。）は、町の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的とする。

2 選択約款の変更

町は、この選択約款を変更することができる。この場合において、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとみなす。

3 用語の定義

- (1) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいう。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第 108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

4 適用条件

使用者は、融雪装置を使用し、融雪装置のガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、町に対してこの選択約款の適用を申し込むことができる。

5 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款に基づき契約するものとする。
- (2) 契約期間は次のとおりとする。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12箇月目の月の検針日までとする。
 - ② 契約種別を変更した場合の変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12箇月目の月の検針日までとする。ただし、契約期間満了時において町と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12箇月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以後これにならうものとする。
- (3) 町は、本契約の契約期間満了前に解約し、又はガス小売供給約款（以下「小売約款」という。）に定める料金への変更をした使用者が、再度同一の需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを受諾しないことがある。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合は、この限りでない。（次号において同じ。）
- (4) 町は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがある。

6 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定する。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定する。

7 料金

- (1) 町は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（支払義務発生の日の翌日から起算して20日を経過する日が休日の場合は、その直後の休日でない日までとする。以下「早収期間」という。）に行われる場合は、早収料金（消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。）を、早収期間経過後に行われる場合は、早収料金に3パーセントを乗じて得た額を加算したもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含む金額をいう。）を徴収する。
- (2) 町は、1月分（12月定例検針日の翌日から1月定例検針日までの使用分）から4月分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日までの使用分）までの期間については、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定する。ただし、降雪がない等の気象状況によって融雪装置が未稼働となり、使用量が認められない場合には、料金を算定しない。
- (3) 試運転等により(2)に規定する適用期間外に使用量が発生した場合には、小売約款に定める料金表を適用して早収料金又は遅収料金を算定する。
- (4) (1)から(3)の規定により算定された金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

8 単位料金の調整

- (1) 町は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。）に対応する調整単位料金（消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。）を算定する。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定するものとし、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりとする。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨てる。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は以下のとおりとする。

- ① 基準平均原料価格（1トン当たり） 57,010円

- ② 平均原料価格（1トン当たり）

別表1(3)に定められた各3箇月間における貿易統計の数量及び価額(財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく数量及び価額とする。)から算定した1トン当たり液化天然ガス平均価格とする。この場合において、当該算定結果に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(備考)

1トン当たり液化天然ガス平均価格は、町の企業課に掲示する。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とする。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9 選択約款に定めのない事項

この選択約款に定めのない事項については、ガス小売供給約款を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この選択約款は、令和元年10月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表2の規定は、この選択約款の実施の日以後の最初のガスメーターの検針（以下この項において「基準検針」という。）後に使用する分として徴収する料金から適用し、基準検針以前までに使用する分として課し、又は課すべきであった料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年11月30日以前に改正前の融雪契約選択約款（以下「旧約款」という。）が適用され、かつ、同年12月1日以後継続して改正後の融雪契約選択約款（以下「新約款」という。）が適用される需要家の早収料金でその料金算定期間に同日が含まれるものは、新約款の規定にかかわらず、次の算式により算定する。

(算式)

早収料金＝旧約款適用期間の早収料金＋新約款適用期間の早収料金

旧約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）＝旧約款の基本料金× D_1
／ D ＋旧約款8の規定により算定した調整単位料金× V_1

新約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切捨て）＝新約款の基本料金× D_2
／ D ＋新約款8の規定により算定した調整単位料金× V_2

(備考)

D ＝料金算定期間の日数（庄内町ガス小売供給約款第24条第6項の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上であるときは、基本料金按分の算定式の D を30とする。）

D_1 ＝ D のうち令和5年1月31日以前の期間に属する日数

$D_2 = D$ のうち令和5年2月1日以後の期間に属する日数

$V =$ 料金算定期間の使用量

$V_1 =$ 旧約款適用期間の使用量 $= V - V_2$

$V_2 =$ 新約款適用期間の使用量 $= V \times D_2 / D$ (1立方メートル未満の端数切捨て)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年1月31日以前に改正前の融雪契約選択約款(以下「旧約款」という。)が適用され、かつ、同年2月1日以後継続して改正後の融雪契約選択約款(以下「新約款」という。)が適用される需要家の早収料金でその料金算定期間に同日が含まれるものは、新約款の規定にかかわらず、次の算式により算定する。

(算式)

早収料金 = 旧約款適用期間の早収料金 + 新約款適用期間の早収料金

旧約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て) = 旧約款の基本料金 $\times D_1 / D$ + 旧約款8の規定により算定した調整単位料金 $\times V_1$

新約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て) = 新約款の基本料金 $\times D_2 / D$ + 新約款8の規定により算定した調整単位料金 $\times V_2$

(備考)

$D =$ 料金算定期間の日数(庄内町ガス小売供給約款第24条第6項の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上であるときは、基本料金按分の算定式の D を30とする。)

$D_1 = D$ のうち令和5年1月31日以前の期間に属する日数

$D_2 = D$ のうち令和5年2月1日以後の期間に属する日数

$V =$ 料金算定期間の使用量

$V_1 =$ 旧約款適用期間の使用量 $= V - V_2$

$V_2 =$ 新約款適用期間の使用量 $= V \times D_2 / D$ (1立方メートル未満の端数切捨て)

別表

- 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。)と従量料金の合計とする。

(2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)までに属する

料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定する。(小数点以下の端数切捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2 料金表

(1) 適用期間

1月分(12月定例検針日の翌日から1月定例検針日までの使用分)から4月分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日までの使用分)までの期間

(2) 適用区分

料金表A 使用量が1立方メートルから500立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が500立方メートルを超える場合に適用する。

(3) 料金表A

① 基本料金

1箇月及びガスメーター1個につき	1,320円
------------------	--------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	104.082円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表B

① 基本料金

1箇月及びガスメーター1個につき	3,300円
------------------	--------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	100.1円
------------	--------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。